

裾野市土地利用事業に関する指導要綱

裾 野 市

目 次

裾野市土地利用事業に関する指導要綱	3
別 表	
一般基準	10
個別基準	
1. 住宅地	18
2. 集合住宅	18
3. 工場、研究所、保養施設、社会福祉施設等	18
4. 飲食店、旅館、店舗、商業施設、医療施設、遊戯施設等	19
5. ゴルフ場、スポーツ・レクリエーション施設等	19
6. 墓園	19
7. 土石採取、土砂条例第2条第2号に規定する事業	19
8. 駐車場、資材置場、太陽光発電施設等	20
9. その他の施設	21
別記1（地下水採取基準）	22
様式（様式第1号から様式22号まで）	23
別紙1（事業計画書）	45
土地利用同意書	49
資金計画書	50

裾野市土地利用事業に関する指導要綱

(目的)

第1条 この要綱は、土地利用事業の施行に関し、必要な基準を定めてその適正な施行を誘導することにより、良好な自然及び生活環境の確保に努め、もって市域の均衡ある発展に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 土地利用事業 住宅地、集合住宅、工場、商業施設、教育施設、遊戯施設、医療施設、宿泊施設、保養施設、研究施設、研修施設、墓園、廃棄物処理施設、駐車場、資材置場、太陽光発電施設（農地に支柱を立てて、営農を継続しながら上部空間に発電設備を設置する場合を除く）等の建設若しくはその用に供する目的で行う一団の土地の区画形質の変更若しくは建築物の建築若しくはその用途の変更に関する事業、土石若しくは温泉並びに地下水の採取を行う事業又は裾野市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（平成8年裾野市条例第29号。以下「土砂条例」という。）第2条第2号に規定する事業をいう。

(2) 施行区域 土地利用事業を行う土地の区域をいう。

(3) 事業者 土地利用事業に関する工事の請負契約の注文者又は請負契約によらないで自らその工事を施行する者をいう。

(4) 工事施行者 土地利用事業に関する工事の請負人をいう。

(5) 公共施設 道路、公園、上下水道、緑地、広場、河川、水路及び消防の用に供する貯水施設をいう。

(6) 公益施設 教育、医療、交通、購買、行政、集会、福祉、保安、文化、通信、サービス及び管理の施設をいう。

(適用の除外)

第3条 この要綱は、次の各号のいずれかに該当する土地利用事業については適用しない。

(1) 施行区域の面積が2,000平方メートルに満たない土地利用事業

(2) 国又は地方公共団体が行う土地利用事業

(3) 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第2条第1項に規定する土地区画整理事業として行う土地利用事業

(4) 従前と同一の敷地における同一の用途の建設に関する土地利用事業

(5) その他市長が公益上必要と認める土地利用事業

2 次に掲げる土地利用事業にあつては、前項第1号及び第4号の規定は適用しない。

(1) 旅館業法（昭和23年法律第138号）に基づく旅館等の建設に関する土地利用事業

(2) 産業廃棄物処理施設の建設に関する土地利用事業

(3) 計画建物が5階建て以上かつ延床面積が6,000平方メートル以上、若しくは7階建て以上又は高さ21メートル以上の建築物、面積1,000平方メートル以上の地下街、アーケード街建設の土地利用事業

(4) 地下水採取を伴う土地利用事業（揚水機の吐出口の断面積の合計が14平方センチメートルを超えるもの）

(5) その他市長が、周辺の環境に影響を及ぼすものと特に認めた土地利用事業

3 同一の事業者が、土地利用事業等の完了後1年以内にその拡張を行った場合においては当該拡張が行われた土地利用事業と拡張前の土地利用事業とを一体のものとみなして適用する。

（事業者の責務）

第4条 事業者は、土地利用事業の施行に当たって、安全で良好な生活環境が適正に確保されるよう自ら努めるとともに、裾野市が実施する土地利用に関する施策に協力しなければならない。

2 事業者は、第6条に規定する承認の申請をする前に、関係区長、周辺住民、部農会、水利権者その他の利害関係者に対し、土地利用事業についての説明会を開催し、事業内容を周知しなければならない。

3 前項の説明会において出た意見等については、事業説明会経過報告書（様式第1号）にまとめ、対応を明示しなければならない。

（土地利用事業の計画の基準）

第5条 事業者は、土地利用事業に関する計画を策定しようとするときは、静岡県土地利用事業の適正化に関する指導要綱（昭和49年静岡県告示第1209号）の基準及び

別表に定める基準に適合するようにしなければならない。

(承認の申請)

第6条 事業者は、法令に基づく許可、認可等の申請又は届出をする前に、土地利用事業承認申請書(様式第2号)を市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 事業者は、前項の規定により土地利用事業承認申請書を提出するときは、第4条第3項の規定による事業説明会経過報告書を添付しなければならない。

(承認の基準及び条件)

第7条 市長は、前条の承認申請書の提出があったときは、承認又は不承認の決定を行い、土地利用事業承認・不承認決定通知書(様式第3号)により事業者に通知するものとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、前条の承認に条件を付することができる。

3 市長は、前条に規定する承認申請書の提出に係る土地利用事業に関する計画が、別表に定める基準に適合しないと認めるときは、これを承認しないものとする。

(承認の取消し)

第8条 市長は、事業者が第6条の承認を受けてから、工事に着手しないまま2年を経過したときは、その承認を取り消すことができる。ただし、事業者の責めに帰すことのできない特別の事情があると認めた場合は、この限りでない。

2 前項の期間の計算方法は、承認のあった日の翌日から起算し、起算日に応ずる日の属する月の末日をもって満了する。

(事前協議)

第9条 事業者は、50,000平方メートル以上の一団の土地について土石採取以外の土地利用事業を施行しようとするときは、第6条の承認の申請に先立ち当該土地利用事業に関する計画についてあらかじめ市長に協議し、その同意を得なければならない。

2 前項の協議の申出をしようとする事業者は、事前協議申出書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

3 事業者は、第1項の規定により、市長の同意のあった日から2年以内に第6条の承認申請をすることができない場合は、その理由を市長に報告しなければならない。

- 4 前項の報告は、経過報告書（様式第5号）によって行うものとする。
- 5 第1項の規定により、市長の同意を得た土地利用事業について、当該同意の日から起算して3年を経過した後、第6条の規定による承認を受けようとする事業者は、新たに同項の規定による市長の同意を得なければならない。
- 6 前項の期間の計算方法は前条第2項の規定を準用する。
- 7 第7条の規定は、市長が第1項の規定による同意をする場合について準用する。
- 8 市長は、第1項の規定による協議の結果を事前協議回答書（様式第6号）により事業者へ通知するものとする。

（地位の承継）

第10条 次に掲げる土地利用事業について、事業者となる地位の承継をしようとするときは、譲り受けようとする者及び譲り渡そうとする者は、あらかじめ地位承継承認申請書（様式第7号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（1）第6条の承認を受けた事業

（2）前条第1項の同意を得た事業

- 2 前項各号に掲げる土地利用事業の事業者の相続人その他の一般承継人は、被承継人が有していた地位を承継し、承継した場合は、地位承継届（様式第8号）を市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、第1項の申請があったときは、その内容を審査し、その結果を地位承継承認・不承認決定通知書（様式第9号）により事業者へ通知するものとする。

（変更の承認）

第11条 事業者は、土地利用事業の工事完了前において次に掲げる事項を変更しようとするときは、軽微な変更を除き、変更承認申請書（様式第10号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

（1）事業の目的

（2）施行区域の位置及び面積

（3）工事の設計内容

- 2 前項に規定する軽微な変更とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

（1）施設の変更を伴わない施行区域の縮小で、その面積が20パーセント以内のもの

(2) 防災施設（調整池、沈砂地、砂防堰堤等をいう。）の位置又は構造の変更を伴わない施設の変更

(3) その他、防災上又は生活環境の保全上支障がないと市長が認めたもの

3 市長は、第1項の申請があったときは、その内容を審査し、その結果を土地利用事業変更承認・不承認決定通知書（様式第11号）を事業者に通知するものとする。

（届出）

第12条 事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、速やかに当該各号に定める届出書を市長に提出しなければならない。

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名を変更したとき。

名称変更届（様式第12号）

(2) 工事施行者を変更したとき。 工事施行者変更届（様式第13号）

(3) 工事に着手しようとするとき。 工事着手届（様式第14号）

(4) 工事を1月以上休止しようとするとき及びその工事を再開しようとするとき。

工事休止（再開）届（様式第15号）

(5) 前条第2項に掲げる軽微な変更をしようとするとき。

軽微変更届（様式第16号）

(6) 第6条の承認申請の取下げをしようとするとき。

承認申請取下げ届（様式第17号）

(7) 事業を廃止しようとするとき。 事業廃止届（様式第18号）

(8) 工事が完了したとき。 完了届（様式第19号）

（関連公共施設の整備）

第13条 土地利用事業の施行に関して必要となる公共公益用地、施設等は、原則として事業者の負担においてこれを整備しなければならない。

（協定の締結）

第14条 市長は、この要綱に基づく指導を適正に行うため、必要があると認めるときは、工事の施工方法、防災工事の施工を確保するための措置、工事完了後の施設の管理、災害補償等について事業者との間に協定を締結するものとする。

（調査）

第15条 市長は、この要綱の施行のため必要な限度において、当該施行区域内にあ

る土地その他の物件又は工事の状況を調査するため、事業者又は工事施行者に対し、協力を求めることができる。

(報告、勧告等)

第16条 市長は、事業者又は工事施行者に対し、その施行する土地利用事業に関し、この要綱の施行のため必要な限度において、報告若しくは資料の提出を求め又は必要な勧告若しくは助言をすることができる。

2 市長は、前項の規定による勧告又は助言をした場合において必要があると認めるときはその勧告又は助言に基づいて講じた措置について、報告させるものとする。

3 前項の報告は、是正報告書(様式第20号)によって行うものとする。

(工事完了の検査)

第17条 市長は、第12条第1項第8号の規定による完了届があったときは、遅滞なく当該工事が土地利用事業承認の内容に適合しているかどうかについて検査し、適合していると認めたときは、土地利用事業に関する工事の検査済証(様式第21号)を事業者に交付するものとする。

附 則 (昭和63年6月20日 告示第41号)

1 この要綱は、昭和63年6月20日から施行する。

2 この要綱の施行の際、改正前の裾野市土地利用事業に関する指導要綱第6条の規定により、承認の申請がなされたものについては、従前の例による。

附 則 (平成2年11月7日 告示第42号)

1 この要綱は、公示の日から施行し、平成2年11月1日から適用する。

附 則 (平成5年3月11日 告示第15号)

1 この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附 則 (平成6年5月2日 告示第52号)

1 この要綱は、平成6年5月2日から施行する。

附 則 (平成7年9月1日 告示第82号)

1 この要綱は、公示の日から施行し、平成7年6月1日から適用する。

附 則 (平成9年3月7日 告示第15号)

1 この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年6月7日 告示第60号)

1 この要綱は、公示の日から施行する。

附 則 (平成18年3月28日 告示第44号)

1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月19日 告示第36号)

1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月31日 告示第57号)

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年6月7日 告示第86号)

1 この要綱は、平成23年7月1日から施行する。

附 則 (平成24年9月6日 告示第102号)

1 この要綱は、平成24年10月1日から施行する。

2 平成24年9月30日以前に第6条に規定する土地利用事業承認申請書が提出された場合において、同日以前に承認できる見込みがある当該申請書の審査については、なお従前の例による。

附 則 (平成26年3月10日 告示第28号)

1 この要綱は、公示の日から施行する。

附 則 (平成27年2月24日 告示第28号)

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月4日 告示第40号)

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月30日 告示第59号)

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年5月30日 告示第96号)

1 この要綱は、公示の日から施行する。

附 則 (令和2年3月30日 告示第65号)

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

2 この告示の施行の際、改正前の裾野市土地利用事業に関する指導要綱第6条の規定により、承認の申請がなされたものについては、なお従前の例による。

3 この告示の施行の際現に作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができるものとする。

附 則 (令和3年3月31日 告示第71号)

1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

2 この告示の施行の際現に作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができるものとする。

別 表

第1 一般基準及び個別基準

土地利用事業の基準は、一般基準及び個別基準とする。

第2 一般基準

土地利用事業の一般基準は、次に掲げるとおりとする。

- 1 土地利用事業は、関係法令、条例等に適合するほか、裾野市総合計画、国土利用計画裾野市計画、その他の計画に沿ったものであること。
- 2 土地利用事業は、原則として、次に掲げる区域を含まないものであること。ただし、学術研究等公益上必要と認められる場合、又は受益等の区域から除外される場合は、この限りでない。
 - (1) 農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第2項第1号）及び国、県等の補助を受け実施した農業土地基盤整備事業区域
 - (2) 保安林（森林法（昭和26年法律第249号）第25条第1項）、地域森林計画等により保全すべき森林として定められた森林地区
 - (3) 国立公園の特別地域及び普通地域（自然公園法（昭和32年法律第161号）第20条第1項及び第33条第1項）
 - (4) 自然環境保全地域（自然環境保全法（昭和47年法律第85号）第22条第1項及び静岡県自然環境保全条例（昭和48年静岡県条例第9号）第10条第1項）
 - (5) 鳥獣保護区（鳥獣保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項）
 - (6) 指定文化財の所在する区域及び史跡名勝天然記念物の指定地（文化財保護法（昭和25年法律第214号）第27条第1項、第109条第1項、静岡県文化財保護条例（昭和36年静岡県条例第23号）第4条第1項、第29条第1項、裾野市文化財保護条例（昭和51年裾野市条例第18号）第5条第1項及び第30条第1項）
 - (7) 林道整備等の林業公共投資の受益地
 - (8) 地すべり防止区域（地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項）
 - (9) 急傾斜地崩壊危険区域（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号））第3条第1項及び災害危険区域（建築基準法（昭和25年法律第201号）第39条第1項）
 - (10) 土砂災害特別警戒区域（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法

律（平成12年法律第57号）第9条第1項）

3 環境・景観関係

- (1) 廃棄物の処理については、再生利用の徹底等により、ごみの発生を極力抑制し、資源循環型社会の構築に努めること。
- (2) 施行区域内の塵芥は、原則として事業者が自己処理すること。ただし、住宅地及び集合住宅の土地利用事業については除く。
- (3) 建築物その他の構造物の配置、形状、規模、構造及び色彩は、周囲の自然環境に調和したものであり、その位置については植栽にも配慮されていること。
- (4) 自然環境の保全のため、自然破壊の防止、植生の回復等に配慮した計画であること。この場合において、施行区域内に良好な自然環境の存する土地がある場合には、当該土地について保全措置が講じられていること。
- (5) 都市計画法第5条第1項に規定する都市計画区域の区域外又は同法第7条第3項に規定する市街化調整区域内の建築物の高さは、地盤面から原則15メートル以下であること。ただし、近隣の状況や建築物の配置、形状、規模、色彩、用途等を考慮して、風致景観に支障がないと判断される場合は、この限りでない。
- (6) 施行区域の森林を転用した場合の残置森林については、適切な森林施業を行うこと。

4 公園緑地関係

- (1) 施行区域内には、施行区域面積に対し地形条件、周辺地域の社会条件及び景観等を考慮した上で原則として5%以上の公園、緑地又は広場等を適切に配置すること（森林法及び工場立地法等により緑地の定めがある場合にはその基準による）。このうち3%を超える公園、緑地又は広場等の面積部分については、建築物の屋上等に緑地を設置する場合の当該面積を算入することができるものとする。配置にあたっては、区域を明確にするため区域界には縁石又は見切りを設置すること。ただし、住宅地、土採取及び土砂条例第2条第2号に規定する土地利用事業については別途協議すること。
- (2) 出入口付近の緑地の植栽については、低木とすること。

5 施設関係

- (1) 施設整備については、あらゆる年齢・性別・障害・体格の度合いに応じ、だれもが利用しやすいユニバーサルデザインの考え方を取り入れ、施設整備に努めること。
- (2) ごみ集積所の設置については、事前に担当課、関係課及び地元関係区と協議すること。

- (3) 上水道施設については、事前に水道事業者と協議すること。
- (4) 下水道施設については、事前に担当課と協議すること。
- (5) 汚水、雑排水を河川及び水路に放流する場合は、利害関係者の同意を得ること。
- (6) 施行区域内の生活排水（し尿、雑排水）及び工場等の事業排水は、浸透処理を行わないこと。ただし、合併処理浄化槽で処理した生活系排水については、周囲に河川及び水路がなく、近隣の状況から排水施設を接続することが困難であり、地下浸透がやむを得ないと認められる場合で、水質汚濁防止法第3条第3項に基づく排水基準に関する条例（昭和47年静岡県条例第27号）第3条第3項に基づく排水基準に適合し、かつ、有効な浸透処理施設を設置する場合は、この限りでない。
- (7) 公共下水道処理区域内で、供用開始された地域の土地利用事業については、し尿、雑排水管を下水道に接続すること。
- (8) 公共下水道処理区域内の未供用地域については、将来計画に沿った計画とされていること。
- (9) 公共下水道処理未供用区域内における土地利用事業で、汚水処理施設を設置する場合は、原則として1施設とすること。
- (10) 排水については、雨水と生活污水とに区分し、排水系統を明確にすること。
- (11) 雨水以外の排水は、原則として暗渠によって排水できるよう計画すること。
- (12) 施行区域周辺の状況により必要と認められる場合は、隣地との境界部に緩衝緑地帯等を設置すること。
- (13) 屋外広告物の設置は、景観に配慮し検討すること。設置しなければならない場合は、裾野市屋外広告物基本計画の規定による誘導基準に沿って計画すること。施行区域外に案内看板を設置する場合についても、同様とすること。
- (14) 駐車場については、土地利用事業に必要な台数を確保すること。

6 防災関係

- (1) 土地利用事業の施行により、雨水の流出形態が変化し、下流の河川及び水路に新たな負担が生ずるおそれのある場合は、原則として河川及び水路を新設又は改修すること。この場合において、改修規模については、別途河川管理者と協議すること。
- (2) 施行区域を含む周辺地及び下流の土地に湛水地域がある場合には、当該土地利用事業により施行区域周辺及び下流の土地、又は河川に支障のないよう排水計画が立てられているこ

と。

- (3) 河川を新設又は改修する場合の構造は、原則として河川管理施設等構造令（昭和 51 年政令第 199 号）及び裾野市準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例（平成 25 年裾野市条例第 14 号）に基づいていること。
- (4) (1)の規定による河川及び水路の改修ができない場合は、静岡県土地利用事業の適正化に関する指導要綱（以下「県指導要綱」という。）又は裾野市開発行為等の手引きの基準による調整池を設置すること。当該調整池を設置しても、下流の河川及び水路の流下能力が年超過確率雨量の 1 分の 1 に対し不足する場合は、原則としてその不足部分を改修すること。
- (5) 住宅地の土地利用事業で施行区域面積が 3, 0 0 0 平方メートル未満の場合は、河川管理者と協議の上、調整池を設置しないことができる。ただし、浸透施設等を設置し、流出抑制に努めること。
- (6) 周辺に放流先河川等がなく、土質の状況により雨水の地下浸透が認められ、浸透ます、浸透トレンチ、浸透舗装等を整備し有効な災害防止措置が講じられる場合は、地下浸透を考慮し、調整池の容量を算定することができる。この場合において、必要な現場試験（浸透試験）を行い、有効に浸透することを示す資料を提出するとともに、冬期における凍結時の対応、目詰まり対策、清掃計画等を明示し、関係資料についても提出すること。
- (7) 施行区域内にある河状を成している土地は、原則として現況の形態を尊重した土地利用計画であること。
- (8) 雨水排水路は、原則として開渠であること。
- (9) 造成工事によって生ずる流出土砂の防止は、次によること。
 - ア 土砂流出防止施設は、えん堤を設置するものとし、土砂量の算出・えん堤の構造は県指導要綱の基準によるものであること。
 - イ 地形、地質等により砂防えん堤を設置できない場合は、県指導要綱の基準による沈砂池を設置するものであること。
- (10) 切土高及び盛土高は、原則として 1 5 メートル以内とすること。
- (11) 盛土の法長が 2 0 メートル以上となる場合は、原則として法長の 3 分の 1 以上を擁壁又は法枠等の永久構造物により被覆すること。
- (12) 施行区域内の汚水、雨水又は土砂等が区域外及び道路の施設に流入しないよう措置すること。

- (13) 工事中は、仮設調整池を設置する等、防災対策に万全を期すとともに、周辺住民等に迷惑がかからないよう配慮されていること。
- (14) 消防施設等の設置は、別に定める「土地利用事業に基づき消防施設等を設置する基準」に適合していること。
- (15) 施行区域内外に必要な安全施設を設置すること。この場合において、その機能、維持管理について、担当課と協議すること。
- (16) 土地区画整理事業等の施行済地で、全区域を対象とした調整池を設置した区域内で行う土地利用事業については、個別に調整池を設置することは要しない。
- (17) 工事は、防災工事を優先実施すること。
- (18) 完成後の防災施設の機能を確保するため、維持管理を適正に行うこと。

7 道路等関係

- (1) 工事により、道路等公共施設を破損し、又は汚損した場合は、速やかに復旧、清掃等必要な措置を講ずること。
- (2) 施行区域内に新設する道路及び交通安全施設（道路附属施設）については、道路管理者等と協議すること。この場合において、市道となる道路の構造は、道路構造令（昭和45年政令第320号）及び裾野市が管理する市道の構造の技術的基準を定める条例（平成25年裾野市条例第12号）に適合していること。
- (3) 市道となる新設道路については、袋地にならないよう計画すること。
- (4) 道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路から出入する場合の出入り口の設置数は、開口幅30メートル未満の場合は1箇所、開口幅30メートル以上50メートル未満の場合は2箇所以下とし、出入り口相互の間隔は5メートル以上とすること。それ以外の出入り口については道路管理者と協議すること。

8 その他

- (1) 施行区域内に国有地が介在している場合は、工事の完成までに国有財産の処理手続を完了すること。
- (2) 施行区域内に公共用財産がある場合には、用途廃止及び払下げ等について申請前に管理者と協議すること。
- (3) 市に移管する施設以外の施設の管理については、管理者及び管理方法を定めて管理責任の所在を明らかにし、当該施設の維持、修繕、災害復旧その他の管理について支障のないよう

措置すること。

- (4) 事業者は、当該土地利用事業を行うために必要な資力及び信用があること。
 - (5) 事業の目的となる施設等の供用開始は、土地利用事業工事完了検査及び各法令等による完了検査後とすること。
 - (6) 施行区域内に文化財が存在する場合は、裾野市教育委員会及び静岡県とその取り扱いについて協議すること。当該協議の結果、調査の必要なものについては、裾野市教育委員会及び静岡県の指示により実施すること。なお、工事着手後に発見された場合においても同様とする。
 - (7) 不特定多数の者が出入りすることとなる施設については、静岡県福祉のまちづくり条例（平成7年静岡県条例第47号）に基づき、必要な施設を設置すること。
 - (8) 施行区域内から発生する産業廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の規定に基づき処理すること。一般廃棄物は、裾野市廃棄物の処理及び清掃等に関する条例（平成8年裾野市条例第4号）に基づき処理すること。
 - (9) 土地利用事業に伴い地下水を採取する場合は、別記1の基準に適合すること。
 - (10) 土地利用事業に係る土地及び建築物その他工作物について、所有権、地上権、地役権その他の権利を有する者の同意を得ていること。ただし、第9条の規定による事前協議については、この限りでない。
 - (11) やむを得ない事由による事業の休止、廃止等について、災害防止、危険防止、環境保全又は原状回復等の措置をとること。
 - (12) (11)の規定による場合には、周辺住民その他利害関係者に対し、休止、廃止等に至った経過、理由等を説明するとともに、災害防止、危険防止、環境保全又は原状回復等措置の計画についても説明すること。
 - (13) 事故等が発生したとき、または地元関係区等と紛争が生じたときは、自己の責任において誠意をもってこれを解決し、再発防止のための措置を講ずるよう努めること。
 - (14) 産業廃棄物処理施設の土地利用事業については、原則として当分の間認めないものとする。ただし、次に掲げる施設において設置区域及びその周辺地域における生活環境並びに自然環境を保全し、災害及び公害を防止するための万全な計画が確立されているものについてはこの限りでない。
- ア 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成13年法律第48号）に基づく建設工事に伴う

副産物の中のコンクリート塊やアスファルト塊の再資源化の中間処理施設であるもの。なお、施設を建設する事業者は本市内でコンクリート又はアスファルトのプラントを稼動する事業者とし、かつ廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）第 14 条の規定に基づく処理業者であること。

イ 法第 12 条第 9 項に基づき、産業廃棄物排出事業者処理計画を策定する本市内の製造事業者が行う自己の工場内の製造工程中に発生する産業廃棄物をその工場内で自己処理する施設であること。ただし、遮断型施設を除く。

なお、静岡県産業廃棄物最終処理の立地に関する基準及び静岡県産業廃棄物最終処分場の構造等に関する基準に適合する施設であること。

9 公共公益施設の帰属及び管理関係

- (1) 土地利用事業に伴って築造された公共公益施設の帰属及び管理については、原則として次の表のとおりとする。ただし、管理協定を締結した公共公益施設については、協定書による。
- (2) 公共公益施設の管理移管については、完了届と同時に管理移管書（様式第 22 号）、管理協定書類、登記嘱託書類を市長に提出し、市の検査を受けなければならない。
- (3) 検査の結果、不備の箇所がある場合は、事業者の負担においてその箇所を整備するものとする。

公共公益施設の帰属及び管理基準表

施設名		帰属		時期	
		土地	管理	土地	管理
公共施設	道路 (位置指定は除く)	裾野市	裾野市	完了公告日の翌日	管理協定による
	上下水道	裾野市又は民間	裾野市又は民間	〃	〃
	水路排水施設	裾野市	裾野市	〃	〃
	公園	裾野市又は民間	裾野市又は民間	〃	〃
	防火施設	裾野市	裾野市	〃	完了検査後
	調整池	裾野市又は民間	裾野市又は民間	〃	管理協定による
	別荘分譲地における公共施設	民間	〃	〃	—
公益施設	義務教育施設	裾野市又は民間	裾野市又は民間	完了公告日の翌日	管理協定による
	幼稚園	裾野市又は民間	裾野市又は民間	〃	〃
	児童福祉施設	〃	〃	〃	〃
	社会福祉施設	〃	〃	〃	〃
	ごみ集積所	民間	民間	—	—

第3 個別基準

1 住宅地

- (1) 1区画ごとの敷地面積は、市街化区域内にあつては、原則として165平方メートル以上、市街化調整区域にあつては、原則として200平方メートル以上とすること。
- (2) 計画戸数が50戸以上の場合については、居住者や周辺住民のための空地の確保について市及び関係区と協議すること。

2 集合住宅

- (1) 計画戸数が50戸以上の場合については、集会所（集会室）等の設置について市及び関係区と協議すること。

3 工場、研究所、研修所、保養所、社会福祉施設等

- (1) 外縁部の緑地帯には、高木樹種を植栽すること。
- (2) 工場及び研究所は、大気汚染、騒音、振動、悪臭、水質汚濁等の公害対策に留意し、公害防止を積極的に図るための施設を設置すること。

なお、排水基準は、次の表のとおりとする。

排 水 基 準

1日の平均的な排出水の量	BOD・最大 (mg/l)	SS・最大 (mg/l)	ノルマルヘキサン 抽出物質含有量 (動植物油脂類) (mg/l)	ノルマルヘキサン 抽出物質含有量 (鉱油類) (mg/l)
50立方メートル以上10,000 立方メートル未満	25	50	10	-
10,000立方メートル以上	15	30	5	2

(注) 有害物質は、原則として検出されないこと。

- (3) 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）、騒音規制法（昭和43年法律第98号）、振動規制法（昭和51年法律第64号）、静岡県生活環境の保全等に関する条例（平成10年静岡県条例第44号）等の届出を要する場合は、担当課と別途協議し公害防止協定を締結すること。
- (4) 有料老人ホームは、原則として「有料老人ホーム設置運営標準指導指針（平成14年7月18日老発0718003）」に適合すること。

4 飲食店、旅館、店舗、商業施設、医療施設、遊戯施設等

- (1) 小売業を営むための店舗を建設するもので店舗面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル以下の計画は、裾野市中規模小売店舗立地要綱（平成13年裾野市告示第24号）を遵守すること。
- (2) 病院は、病院の開設許可等に係る指導要綱（昭和58年静岡県告示第432号）に基づく事前協議の承認を得ていること。

5 ゴルフ場、スポーツ・レクリエーション施設等

- (1) 外縁部の緑地帯には、高木樹種を植栽すること。
- (2) 夜間照明施設は、原則として認めないものとする。ただし、隣接地等に支障がない場合はこの限りでない。
- (3) 隣接区域及び隣接道路に危険を及ぼさないよう防護ネット等の設置について、充分配慮すること。

6 墓園

- (1) 環境上支障がないと認められる場合を除き、鉄道、主要な道路、学校、病院等の施設に近接していないこと。
- (2) 墓所の1区画あたりの面積は、原則として3平方メートル以上とすること。
- (3) 駐車場、便所、水道施設等は、事業規模に見合う数量を設置すること。

7 土石採取、土砂条例第2条第2号に規定する事業

- (1) 静岡県「土の採取等に関する技術基準」に適合すること。
- (2) 残土は適切な場所を選定し、自然環境の保全に影響を与えないよう処理すること。
- (3) 緑化は次により行うこと。
 - ア 施行区域内の表土を活用すること。なお、表土の活用が不可能な場合は、植栽地の土壌条件を考慮して、土壌改良及び施肥を行うこと。
 - イ 現存樹木を移植・活用すること。植栽する場合は、環境に適合した樹種を選定すること。
 - ウ 小段に低木等を植栽し、法面に張芝等を施すなど、現地に適した工法により緑化を図ること。なお、法面が硬岩等のため、張芝等によることが不可能な場合には、ツタなどにより緑化を図ること。
- (4) 施行区域内に良好な自然環境の存する土地がある場合には、当該地域に保全措置が講ぜられていること。

- (5) 砂利等の洗浄に伴う汚濁水の処理方法は、循環方式を原則とすること。また、取水及び排出処理については、方法、水量及び能力を明示すること。
- (6) 採取中及び採取後、植生が活着するまでは、下流の河川及び水路への雨水流出対策として、調整池を原則として設置すること。
- (7) 施行区域の出入口には、車両の付着土砂を除却する洗車施設の設置又は相当の距離を舗装等するなど、施行区域外を汚さないこと。
- (8) 防災工事が完了するまでは、土砂流出等のおそれがないよう、仮設防災等の措置について配慮すること。

8 駐車場、資材置場、太陽光発電施設等

- (1) 現場管理者、連絡先等を明確にすること。この場合において、現場管理者を常駐させない土地利用事業は、原則として、施行区域の出入口に利用の方法、当該管理者名、連絡先等必要な事項を表示した標識を設置すること。
- (2) 駐車場については、次によること
 - ア 夜間の屋外照明については、周辺に悪影響をおよぼさないよう配慮すること。
 - イ 出入口からの見通しについて考慮する等交通安全対策を講ずること。
- (3) 資材置場については、次によること。
 - ア 周囲を柵で囲み、その外側に修景緑地帯を設けること。
 - イ 油分等が付着している機械等の資材については、油水分離槽を設置し、油分等が施行区域外に流出しないようにすること。
 - ウ 資材の種類、量、保管期間等の内容を申請書に添付するとともに、施行区域外から見える場所に掲示すること。
 - エ 資材の保管については、荷崩れ等により災害が起きないように適切に行うこと。
 - オ 関係者以外の者が立ち入らないよう、施錠等安全対策を講ずること。
- (4) 太陽光発電施設については、次によること。
 - ア 裾野市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例（令和2年裾野市条例第1号）に適合するものであること。
 - イ 周囲を柵で囲み、その外周に中高木樹種を植栽すること。
 - ウ 太陽光発電設備のモジュール（パネル）の色彩は、黒又は濃紺若しくは低彩度・低明度の目立たないものとする。

- エ 関係者以外の者が立ち入らないよう、施錠等安全対策を講ずること。
- オ 施行区域に日照の影響を及ぼす立木がある場合は、伐採の有無に関わらず当該土地所有者の土地利用同意書等を添付すること。なお、影響範囲については航空写真等で確認すること。
- カ 施行区域境界付近の立木を伐採する場合は、あらかじめ当該土地所有者と境界について確認のうえ、土地利用同意書等を添付すること。
- キ 土砂災害警戒区域（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号））のうち、急傾斜地のがけ（傾斜角度30度以上で高さ5メートル以上のがけ）とその上部の範囲については、当該区域決定の根拠となっている土砂の崩壊現象及び外力に対して安全な構造となっていること。

9 その他の施設

1から8に掲げる施設以外の個別基準については、その施設の内容により、1から8までのいずれか類似する施設の基準に準ずるものであること。

別 記 1

地 下 水 採 取 基 準

- (1) 新設井戸については、裾野市上水道で供給が困難なものに限る。
- (2) 新設井戸については、使用目的が明確なものに限る。
- (3) 既設井戸に影響がないと認められるものであること。
- (4) 新設井戸の取水基準は次のとおりとする。

ア 吐出口の断面積の合計が原則として52平方センチメートル以下とすること。

イ 最大採取量は、原則として毎分0.70立方メートル以下とすること。

ただし、次に掲げる井戸で市長が認めたものは上記の規定は適用しない。

- (ア) 消防用のみに供するもの及び災害時のみに使用するもの
- (イ) 公共が行う用水供給事業又は、水道事業の用に供するもの
- (ウ) 事業者が共同で地下水を利用する場合で各事業者の最大利用計画水量がア及びイの基準に適合しているとき。

- (5) 井戸相互（自己所有以外の井戸）の間隔は、200メートル以上とすること。

ただし、既設井戸の所有者の同意を得た場合はこの限りでない。

- (6) 水量測定器を設置し、揚水量の把握に努めること。
- (7) 井戸の規模及び能力は、用途別に適正な算出根拠に基づき、取水基準値以内で設定すること。
- (8) 短時間に大量に採取することを抑制するため、余裕を持った貯水槽の設置をすること。
- (9) 節水、再利用に努めるため、節水型の工程の採用及び冷却水の循環使用等に配慮すること。

事業説明会経過報告書

年 月 日

裾野市長 様

住 所

事業者

氏名又は名称

裾野市土地利用事業に関する指導要綱に基づき、土地利用事業についての説明会を下記のとおり実施したので、報告します。

記

1 事業の目的

2 施行場所 (区地先)

3 説明会開催概要

第 回 事業説明会

開催年月日	年 月 日 時 分 ～ 時 分		
会 場			
事業者の説明者			
被説明者	区行政関係者	名	
	周辺住民	名	
	部 農 会	名	
	水利権者	名	
	その他の利害関係者	名	合計 名
説 明 会 内 容			
被説明者から出た意見・要望	事業者の回答・対応措置		

土地利用事業承認申請書

年 月 日

裾野市長 様

住 所

事業者

氏名又は名称

裾野市土地利用事業に関する指導要綱第6条に基づき、土地利用事業の承認を申請します。

事業の目的又は名称			
施行区域の所在地			
施行区域の面積			
実施計画の内容		別紙のとおり	
工事の設計		別紙のとおり	
連絡先	申請者	住所等 担当者名	Tel
	設計者	住所等 担当者名	Tel

※ 実施計画の内容については、作成要領を参照のこと。

第 号

年 月 日

土地利用事業承認・不承認決定通知書

住 所

氏名又は名称 様

裾野市長 印

裾野市土地利用事業に関する指導要綱に基づき、 年 月 日付けで承認申請の
ありました事業計画につきましては、承認・不承認と決定しましたので通知します。

事業の目的又は名称	
施行区域の所在地	
施行区域の面積	
承認の条件	
不承認理由	

事前協議申出書

年 月 日

裾野市長 様

住 所

事業者

氏名又は名称

裾野市土地利用事業に関する指導要綱第9条に基づき、土地利用事業の事前協議を申し出ます。

事業の目的又は名称			
施行予定区域の所在			
施行予定区域の面積			
事業計画の内容	別紙のとおり		
工事の設計	別紙のとおり		
連絡先	申請者	住所等 担当者名	TEL
	設計者	住所等 担当者名	TEL

※ 事業計画の内容については、作成要領を参照のこと。

経 過 報 告 書

年 月 日

裾野市長 様

住 所

事業者

氏名又は名称

(担当者 TEL)

裾野市土地利用事業に関する指導要綱第9条に基づき、経過を報告いたします。

同意の年月日	年 月 日 第 号
事業の目的又は名称	
施行場所及び面積	
経 過	

経過欄には、法令に基づく許可、認可、届出等の状況を含めて記載すること。

第 号

年 月 日

事前協議回答書

住 所

氏名又は名称 様

裾野市長 印

裾野市土地利用事業に関する指導要綱に基づき、 年 月 日付けで事前協議の
ありました事業計画につきましては、次のとおり回答します。

事前協議の結果	同意する・同意しない
事業の目的又は名称	
施行区域の所在地	
施行区域の面積	

地位承継承認申請書

年 月 日

裾野市長 様

事業者（地位を譲り受けようとする者）

住 所

氏名又は名称

（担当者 TEL ）

事業者（地位を譲り渡そうとする者）

住 所

氏名又は名称

（担当者 TEL ）

裾野市土地利用事業に関する指導要綱第10条第1項に基づき、地位承継の承認を申請
します。

承認年月日・番号	年 月 日 第 号
事業の目的又は名称	
施行場所及び面積	
債権・債務の承継内容	
譲受者の資本金	

※ 譲受者の添付書類

1. 定款、商業登記簿謄本及び経歴書又は経営報告書
2. 当該事業の資金計画書及び管理計画書
3. 承認（同意）書の写し（同意及び承認後の場合）

地 位 承 継 届

年 月 日

裾野市長 様

住 所

事業者

氏名又は名称

(担当者 TEL)

裾野市土地利用事業に関する指導要綱第10条第2項に基づき、事業者の地位を承継したので届け出します。

承認年月日・番号	年 月 日 第 号
事業の目的又は名称	
施行場所及び面積	
旧事業者の 住所及び名称	
承継の理由	

※ 譲受者の添付書類

1. 定款、商業登記簿謄本及び経歴書又は経営報告書
2. 当該事業の資金計画書及び管理計画書
3. 承認（同意）書の写し（同意及び承認後の場合）

第 号
年 月 日

地位承継承認・不承認決定通知書

（地位を譲り受けようとする者）

住 所

氏名又は名称 様

（地位を譲り渡そうとする者）

住 所

氏名又は名称 様

裾野市長 ⑩

裾野市土地利用事業に関する指導要綱に基づき、 年 月 日付けで地位承継承認申請のありました事業計画につきましては、承認・不承認と決定しましたので通知します。

承認年月日・番号	年 月 日 第 号
事業の目的又は名称	
施行場所及び面積	
施行区域の面積	
承認の条件	
不承認理由	

変 更 承 認 申 請 書

年 月 日

裾野市長 様

住 所

事業者

氏名又は名称

(担当者 TEL)

裾野市土地利用事業に関する指導要綱第11条に基づき、土地利用事業の変更承認を申請します。

※ 図面等は新・旧の計画を色分けすること。

承認年月日・番号	年 月 日 第 号
直近の変更承認年月日	年 月 日 第 号
事業の目的又は名称	
施行場所及び面積	
変更の理由	
変更計画の内容	別紙のとおり

第 号
年 月 日

土地利用事業変更承認・不承認決定通知書

住 所

氏名又は名称 様

裾野市長 印

裾野市土地利用事業に関する指導要綱に基づき、 年 月 日付けで変更承認申請のありました事業計画につきましては、承認・不承認と決定しましたので通知します。

承認年月日・番号	年 月 日 第 号
事業の目的又は名称	
施行区域の所在地	
施行区域の面積	
承認の条件	
不承認理由	

名 称 変 更 届

年 月 日

裾野市長 様

住 所

事業者

氏名又は名称

(担当者 TEL)

裾野市土地利用事業に関する指導要綱第12条に基づき、住所・名称・氏名を変更した
ので届け出ます。

承認年月日・番号	年 月 日 第 号
直近の変更承認年月日	年 月 日 第 号
事業の目的又は名称	
施行場所及び面積	
変更の内容	変更前
	変更後
変更の理由	

※ 法人の商号変更の場合は、商業登記簿謄本、住所の変更の場合は住民票を添付すること。

工事施行者変更届

年 月 日

裾野市長 様

住 所

事業者

氏名又は名称

(担当者 TEL)

裾野市土地利用事業に関する指導要綱第12条に基づき、工事施行者を変更したので届け出ます。

承認年月日・番号	年 月 日 第 号
直近の変更承認年月日	年 月 日 第 号
事業の目的又は名称	
施行場所及び面積	
旧工事施行者	
新工事施行者	住 所 TEL
	氏名・名称
変更の理由	

※新工事施行者の業務経歴書を添付すること。

工 事 着 手 届

年 月 日

裾野市長 様

住 所

事業者

氏名又は名称

(担当者 TEL)

裾野市土地利用事業に関する指導要綱第12条に基づき、工事の着手について届け出ます。

承認年月日・番号	年 月 日	第 号
直近の変更承認年月日	年 月 日	第 号
事業の目的又は名称		
施行場所及び面積		
工事着手年月日	年 月 日	
工事完了予定年月日	年 月 日 (予 定)	
工事施行者	住 所	TEL
	氏名・名称	
現場管理者	住 所	TEL
	氏名・名称	

※ 工事工程表を添付してください。

工事休止（再開）届

年 月 日

裾野市長 様

住 所

事業者

氏名又は名称

（担当者 TEL ）

裾野市土地利用事業に関する指導要綱第12条に基づき、工事の休止・再開について届け出ます。

承認年月日・番号	年	月	日	第	号
直近の変更承認年月日	年	月	日	第	号
事業の目的又は名称					
施行場所及び面積					
工事の休止・再開	年	月	日	（休止の場合はその期間）	
年 月 日	年	月	日	（再開予定）	
工事施工者	住 所	TEL			
	氏名・名称				
現場管理者	住 所	TEL			
	氏名・名称				

軽 微 変 更 届

年 月 日

裾野市長 様

住 所

事業者

氏名又は名称

(担当者 Tel)

裾野市土地利用事業に関する指導要綱第12条に基づき、軽微な変更について届け出ます。

承認年月日・番号	年 月 日 第 号
直近の変更承認年月日	年 月 日 第 号
事業の目的又は名称	
施行場所及び面積	
変更の項目	
変更の内容	変更前
	変更後
変更の理由	

様式第17号（第12条関係）

承認申請取下げ届

年 月 日

裾野市長 様

住 所
事業者
氏名又は名称
(担当者 Tel)

裾野市土地利用事業に関する指導要綱第12条に基づき、承認申請を取下げたいので届け出します。

承認年月日・番号	年 月 日 第 号
直近の変更承認年月日	年 月 日 第 号
事業の目的又は名称	
施行場所及び面積	
取下げの理由	

様式第18号（第12条関係）

事業廃止届

年 月 日

裾野市長 様

住 所

事業者

氏名又は名称

(担当者 Tel)

裾野市土地利用事業に関する指導要綱第12条に基づき、土地利用事業を廃止したいので届け出ます。

承認年月日・番号	年 月 日 第 号
直近の変更承認年月日	年 月 日 第 号
事業の目的又は名称	
施行場所及び面積	
事業廃止予定年月日	年 月 日
廃止の理由	
廃止に伴う今後の措置	

※ 廃止に係る既着手区域を明示した図書及び廃止に伴う従前の公共施設の回復計画書を添付すること。

様式第19号（第12条関係）

完 了 届

年 月 日

裾野市長 様

住 所
事業者
氏名又は名称
(担当者 Tel)

裾野市土地利用事業に関する指導要綱第12条に基づき、土地利用事業が完了したので届け出ます。

承認年月日・番号	年 月 日 第 号
直近の変更承認年月日	年 月 日 第 号
事業の目的又は名称	
施行場所及び面積	
事業完了年月日	年 月 日

※ 個々の法令に基づく検査済証の写し及び竣工写真を添付すること。

様式第20号（第16条関係）

是 正 報 告 書

年 月 日

裾野市長 様

住 所
事業者
氏名又は名称
(担当者 Tel)

裾野市土地利用事業に関する指導要綱第16条第3項に基づき、指示された事項については是正したので報告します。

承認年月日・番号	年 月 日 第 号
直近の変更承認年月日	年 月 日 第 号
事業の目的又は名称	
施行場所及び面積	
指示事項	是正事項

※ 是正に係る必要な図書を添付すること。

様式第 2 1 号 (第 17 条関係)

第 号
年 月 日

土 地 利 用 事 業 に 関 す る 工 事 の 検 査 済 証

住 所
氏名又は名称 様

裾野市長 ㊟

裾野市土地利用事業に関する指導要綱に基づき、 年 月 日付けで
完了届のありました土地利用事業につきましては、 年 月 日検査の
結果、裾野市土地利用事業に関する指導要綱による基準に適合していること
を証明します。

承認年月日・番号	年 月 日 第 号
直近の変更承認 年月日・番号	年 月 日 第 号
事業の目的又は名称	
施行区域の所在地	
施行区域の面積	

様式第 2 2 号

管 理 移 管 書

年 月 日

裾野市長 様

住 所
事業者
氏名又は名称
(担当者 Tel)

裾野市土地利用事業に関する指導要綱一般基準に基づき、下記物件の管理
を移管します。

施設の名称	土 地			設 備 等	
	所在地	地 目	面 積 m ²	名 称	数 量

※ 添付書類 位置図、公図写、平面図、求積図

別紙1

事業計画書

1. 事業計画内容（事業の目的、内容、効果等計画の概要。将来計画、施設の管理運営方法等を明記）

2. 計画地の面積、取得状況

(1) 施行区域内の土地の状況

番号	字及び地番	地 目		面 積 m ²	
		登記簿	現 況	登記簿	現 況
1					
2					
3					
4					
5					
合 計					

(2) 土地権利者 (年 月 日現在)

NO	字及び地番	権利の種別	権利者氏名	権利者住所	備考
1					
2					
3					
4					
5					

No は(1)施行区域内の土地の状況の番号と一致させること。
 権利の種別欄には、所有権・抵当権等の別を記入すること。

(3) 用地取得に関する事項

区	分	面積	割合%	筆数	権利者数	備考
施行区域	自己所有地					
	賃貸契約済地					
	合計					

(4) 土地利用同意書又は契約書の写し (別紙のとおり) 後添

3. 施行面積内訳表

項目	建物敷地	道路	緑地	駐車場	その他	合計
面積						
割合%						100

(5) 公害防止計画（発生種類、量、状況並びに防止計画）

(6) 廃棄物処理計画（発生量、処理方法）

(7) 緑化計画（樹種及び密度等）

(8) その他

土 地 利 用 同 意 書

年 月 日

事業者 住所
氏名 様

権利者 住所
氏名 (※)

(※) 法人の場合は、記名押印してください。

法人以外でも、本人（代表者）が手書きしない場合は、記名押印してください。

私が権利を所有する次の物件について土地利用を行うことに同意します。

物件の種類	所在及び地番	面積 m ²	権利の種別	適用

なお、当該物件が公共の用に供する土地となる場合があっても異議ありません。

資金計画書

1 収支計画

(単位 千円)

科 目		金 額
収 入	処 分 収 入	
	宅地処分収入	
	その他処分収入	
	自 己 資 金	
	借 入 資 金	
	補 助 負 担 金	
	そ の 他 (権利金、入会金等)	
	計	
支 出	用 地 費	
	工 事 費	
	(内訳)	
	整地工事費	
	道路工事費	
	排水施設工事費	
	給水施設工事費	
	防災工事費	
	附 帯 工 事 費	
	事 務 費	
	借 入 金 利 息	
	借 入 金 償 還 金	
	計	

(注)

処分収入にあつては、単価及び積算の基礎を科目欄に () 書すること。附帯工事にあつては、工事の種別(緑化費等)を区分して、それぞれについて記入すること。

収入について、調達方法を裏付ける書面(預金残高証明書、融資証明書等)の提出を求める場合があるので留意記入すること。